

(記入例)

緊急時の処置方法

1 逸走防止等の対策

(1) 通常時の措置

- ・ 脱出及び事故防止を図るため、水槽上部の上蓋開口部に鍵を付けている。
- ・ 保管場所は自宅庭であるが、公道及び隣地との境にはコンクリート塀、フェンス等が設けられており、敷地外に逸走できない構造である。
- ・ 日々の飼養管理時に個体の確認を行い、施設の破損、劣化の点検を行う。
- ・ 捕獲器具および機材を整備し、常に使用できるよう点検する。(捕獲網、ポリバケツ等)

(2) 脱出、逸走時の措置

ア) 捕獲対応

- ・ 脱出を発見したときは、直ちに探索し、備え付けの器具等を活用し捕獲する。ただし、やむを得ない場合は殺処分を行う。
- ・ 脱出事故が発生した場合、すみやかに神奈川県動物愛護センターへ連絡する。

イ) 通報体制

- ・ 捕獲が困難な場合には次の機関に等へ直ちに通報し、付近住民等へ周知を依頼する。

(通報先)

- 神奈川県動物愛護センター
- △△△市役所
- △△△警察署
- △△地区自治会
(付近住民への周知)

(通報内容)

- 飼養者住所、氏名、電話番号
- 施設の所在地
- 脱出した特定動物の種及び数
- 脱出を確認した日時
- その他参考となる事項

ウ) 脱出事故の原因調査

- ・ 捕獲後、脱出の原因を究明し、神奈川県動物愛護センターへ報告する。

(3) 災害(地震、火災)時の措置

日常から災害を想定した逸走防止等の安全対策を講じる。

災害の規模にもよるが、発生時には自分自身の安全確保を図りながら、逸走しないように措置する。飼育容器破損等により逸走した場合は、安全に配慮しながら「脱出、逸走時の措置」に準じて捕獲に努め、逸走による2次的被害の防止をはかる。

2 事故届の提出

- ・ 飼養する指定動物が他人に危害を加えた場合、被害者の応急処置を行い、必要に応じて医療機関で治療を受けさせるとともに、すみやかに、動物愛護センター所長あて「事故届」を提出する。